

「諏訪湖の日」に係る協賛企画等募集要領



1. 趣旨

「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」という 20 年後の将来像を実現するための道筋として、平成 30 年 3 月に策定された「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、官民協働の推進主体である諏訪湖創生ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）では、令和元年度より 10 月 1 日を「諏訪湖の日」とすることを決定しました。

また、概ね 9 月～10 月に行われる、「諏訪湖に感謝し、将来にわたり守り、活かしていく」ための取組を取りまとめ、集中的に情報発信していくこととしました。

推進会議では「諏訪湖の日」の制定を契機に、住民や観光客など多くの人々が、それぞれの思いに合った取組を通じて、諏訪湖に関心を持ち、親しんでいただきたいと考えています。

そこで、この趣旨に賛同し、ご参加いただける企業・団体等の協賛企画及び協賛広告を募集します。それぞれのお立場で、諏訪湖に感謝し、守り、活かしていく活動の盛り上げにご協力をお願いします。

【制定の趣旨】

諏訪地域の宝である諏訪湖に感謝し、諏訪湖の恵み^{※1}を将来にわたり持続的に享受していくため、諏訪湖を守り^{※2}、活かしていく^{※3}機運の醸成の機会として、諏訪湖の日を 10 月 1 日と定める。

※1 恵み…自然、景観など

※2 守り…浄化、美化、治水・利水しゅんせつなど

※3 活かす…観光、レジャー、学び、健康づくり など

2. 主催

諏訪湖創生ビジョン推進会議

3. 参加のメニュー

(1) 協賛企画で参加する場合

(ア) メリット

- ・ 「(イ) 対象期間」に行われる「(ウ) ①～③」に合致する事業や取組について、「**諏訪湖の日プロジェクト**」として、県諏訪地域振興局が作成する「**諏訪湖の日ガイドブック**」（諏訪管内の小中高等学校等へ約 20000 部配布）や新聞広告を通じて広く PR します。（企画情報の掲載料は無料です）。
- ・ チラシ等に「**諏訪湖の日プロジェクト**」として表示ができます。

(イ) 対象期間

概ね 9 月 1 日～10 月 31 日までの期間

(ウ) 対象となる企画

諏訪湖の日の制定趣旨に沿った以下の①～③の企画や取組で、原則として住民や観光客など、一般の方が幅広く参加できるものとします。

① 諏訪湖に感謝し、守っていくためのもの

例：アダプトプログラム、一斉清掃などの美化活動、スポーツごみ拾い、藻刈り船によ

るヒシ刈り等

②諏訪湖について学んだり、魅力を発見できるもの

例：カヌーなどの自然体験、魚の放流など諏訪湖とふれあう企画、諏訪湖や上流域の山・川などの自然を巡るエコツーリズム、親子自然観察会、講演会等

③「諏訪湖の日」を記念して行うもの

例：湖畔でのミュージックフェス、諏訪湖に関連するシンポジウム、「諏訪湖の日」を記念した諏訪地域の食材メニュー、「諏訪湖の日」に関連付けた環境保全のための寄付付き商品、「諏訪湖の日」を記念して行う施設の無料開放・利用割引・利用特典（子ども入場無料、入場料割引、特別な「クーポン」発行）等

ただし、次のいずれかに該当するものについては、対象外とします。

- ・公序良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- ・政治団体又は宗教団体のための活動と認められるもの
- ・その他「諏訪湖の日」の趣旨に合致しないと認められるもの

(エ) 申込方法

参加を希望する場合は、別紙様式1「諏訪湖の日」協賛企画申込書」に必要事項を記入し、「4. 提出・問合せ先」まで電子メール、郵送、FAX又は持参によりお申込みください。

また、お申込みに当たっては、次のいずれにも該当している者に限ります。

- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人、団体若しくは個人でないこと。
- ・長野県暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号及び第2号に規定するもの（暴力団及び暴力団員）並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(オ) 留意事項

- ・参加団体で作成するチラシ等に、可能な限り「諏訪湖の日プロジェクト」であることを表示してください。
- ・営利活動の場合は、必ず「諏訪湖の日」又は「諏訪湖の日プロジェクト」であることを明確に表示（広報）するとともに、適切な価格設定としてください。
- ・事業の実施に当たって、可能な限り「諏訪湖の日」の制定趣旨や、関連企画であることを周知してください。
- ・企画申込書に記載の事項は、必要な範囲で広告事業者等に提供することをご了承ください。
- ・協賛企画を実施する中で、上記（ウ）①～③の趣旨に合わないと認められた場合は、参加を取り消すことがあります。
- ・内容や、第三者とのトラブル等について推進会議は責任を負いません。

(2) 協賛広告で参加する場合

(ア) メリット

協賛いただきますと、以下の媒体に協賛企業として企業名の広告を掲載します。

- ・地元紙（長野日報、岡谷市民新聞）への「諏訪湖の日」特集記事内への掲載

(イ) 協賛方法

協賛いただける場合、最初にエントリーをお願いします。別紙様式2「諏訪湖の日」協賛広告申込書」に必要事項を記載し、「4. 提出・問合せ先」まで電子メール、郵送、FAX

又は持参によりお申込みください。

事務局で取りまとめの上、情報を広告制作受託者又は新聞社(以下「受託者等」という。)に提供します。後日、受託者等から、お申込みいただいた企業・団体様あて広告の企画や掲載料等の詳細を含めご案内しますので、正式な申込についてご検討ください。

(ウ) 留意事項

- ・ 広告掲載に係る手続きは受託者等が行います。広告主とのトラブルを含め、主催者では責任を負いませんのでご了承ください。
- ・ 協賛申込書に記載の事項は、必要な範囲で受託者等に提供することをご了承ください。
- ・ 広告掲載に当たっては、内容を推進会議で確認させていただきます。内容について、主催者又は受託者等が適当でないと認めるときは、修正を求めることができ、広告主は正当な理由なくこれを拒むことはできません。
- ・ 広告掲載の可否や掲載する媒体は、エントリー後詳細をご案内した後にご判断いただいて構いません。
- ・ スペースの都合等によりすべての地元紙に掲載できない場合もありますので、ご了承ください。

(エ) 広告主の要件

次の各号に掲げる者の広告は掲載しませんのでご承知おきください。

- ① 法令に違反している者
- ② 県税を滞納している者
- ③ 県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく停止措置を受けている期間中の者
- ④ 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- ⑦ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑧ 各号に掲げる者のほか、広告を掲載することが適当でないと主催者が判断した者

4. 提出・問合せ先

諏訪湖創生ビジョン推進会議事務局(長野県諏訪地域振興局企画振興課内)

〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 電話:0266-57-2901(直通)

E-mail:suwachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp FAX:0266-57-2904

(持参の場合、土日、祝日を除く、8:30~17:15まで)

5. 応募締切:令和6年7月31日(水)【期限厳守】